

# 運転免許証の切り替え 150€(税抜)



運転に関する情報が満載!  
フランスで運転ガイド  
(データ版)  
プレゼント  
パスワードをお渡しします



## 国際免許で運転できる期間…入国後1年以内

フランス入国後1年以内。1年以上経過し、国際免許で運転していると警察の検問等で指摘された場合、即時運転禁止を申し渡される。国際免許自体処罰はされないが、厳密な法解釈をするとフランスは Geneva条約（国際免許）と、Vienna条約（本国の免許原本とその翻訳証明）と両条約を批准しており、日本の免許原本&法廷翻訳で運転をするのが本来のあるべき対応。また、この事を知っていて運転していたと判断された場合、その警察の所割裁判所から召喚されて刑事事案として審査される事がある。

### 【必要書類】

①パスポート  
顔写真のページのカラーコピー



②滞在在許可書  
カラーコピー  
パスポートに貼付している場合が多い。  
OFII（移民局）発行の1年有効のVISA



または



③日本の運転免許書  
カラーコピー(裏・表)各2枚



④運転免許の法廷翻訳原本



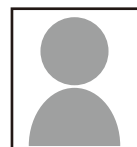
⑤住居証明  
カラーコピー（6ヶ月以内に発行されたもの）  
携帯電話請求書、電気請求書等  
書き換え申請者名義のもの



⑥運転経歴に係る証明書

申請方法は、下記 WEB をご参照ください。  
<https://www.jsdc.or.jp/certificate/tabid/109/Default.aspx>  
(1)運転経歴証明書の法廷翻訳：カラーコピー  
(2)無事故・無違反証明書の法廷翻訳：カラーコピー

⑦証明写真3枚  
(最寄りの地下鉄にある証明写真機のもので可)



× 3枚

## 免許切り替えの申請手順

### Step 1 原本をフランス語に翻訳 (指定の法定翻訳官へ依頼)

**オプション** 法定翻訳の取得代行……250€/一式 (税抜)  
1) 運転免許証表裏 2) 運転免許経歴証明書 3) 無事故無違反証明書

### Step 2 フランス警察へ書留で書類送付……150€ (税抜) ◀基本料金に含まれます

### Step 3 フランス警察から召喚状が送付されるまで待機

本案内作成時点で、8～10ヶ月程度かかるのが常態となっています。

**オプション** 召喚状を受け取るまでの間、  
警察への状況照会や質疑応対…125€ (税抜)  
警察より質問や追加書類に関する指示がある場合に回答したり、  
召喚具合の状況確認など致します。

日本大使館を經由し  
日本政府からフランス政府へ  
事務処理効率化の改善要望が  
提出される予定ですが、フランス政府の  
迅速化改善は予断を許しません。



### Step 4 指定日次に、指定の場所へ出頭し運転免許証を受領

**オプション** 召喚時の日本人同行通訳…50€/時間 (税抜)  
召喚場所の最寄りの地下鉄駅で待ち合わせ。  
待ち合わせ時刻から解散するまでの時間が課金対象となります。  
料金は1時間単位で切り上げとなります。

召喚の進行状況については、毎月末に  
Email や普通郵便書類で状況を打診しま  
すが、先方より無回答の場合もあります。  
予めご了承ください。



料金および上記書類を持参して弊社事務所にお越しください。  
一緒に申請用紙に記入します。  
携帯電話番号、メールアドレスが必要。  
携帯未入手の方には、格安SIMも別途ご用意できます。



トランスユーロ  
transeuro.jp

32 Boulevard Garibaldi 75015 Paris  
Email: relocation@transeuro.jp